広島市心身障害者福祉センターに係る指定管理者候補者の選定について

広島市心身障害者福祉センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

１　施設の概要

⑴　所在地

広島市東区光町二丁目１番５号

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第７項に規定する生活介護事業については、広島市東区光町二丁目１５番５５号とする。

⑵　設置目的

心身障害者に対して、健康の増進、教養の向上等のための便宜を総合的に供与し、もつて心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

２　選定（非公募）の概要

⑴　指定管理者候補者名

社会福祉法人広島市社会福祉事業団（広島市東区光町二丁目１５番５５号）

⑵　非公募理由

心身障害者福祉センターは、心身障害者の健康の増進、教養の向上等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設であり、障害福祉に関する高度で専門的な知識を有する経験豊富な職員を多く有し、一般の事業所では受入れが困難な重度の知的障害者等に対する支援や関係団体と連携した障害者スポーツの振興などに長年にわたって取り組んでいる社会福祉法人広島市社会福祉事業団に管理させることで、施設機能が発揮される施設である。

このため、同法人を非公募により指定管理者とする。

３　健康福祉局指定管理者指定審議会（非公募施設部会）委員

役職	職名	氏名
会長	健康福祉局長	細谷　昌弘
副会長	健康福祉局次長	田所　一三
委員	保健医療担当局長	加賀谷　哲郎
委員	高齢福祉部長	井原　順治
委員	障害福祉部長	升島　博
委員	保健部長	上田　久仁子
委員	衛生研究所長	田中　宏子

４　審査の概要

⑴　審査の方式

健康福祉局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

⑵　評価基準等

別紙「広島市心身障害者福祉センター指定管理者候補者の評価基準」のとおり。

５　審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**社会福祉法人広島市社会福祉事業団**を指定管理者候補者として選定した。

申　　請　　者	社会福祉法人広島市社会福祉事業団
評　価　項　目　１	適
評　価　項　目　２	適
評　価　項　目　３	適
評　価　項　目　４	適
◎　指定管理料上限額 １９億１，０４０万４千円 ◎　指定管理料提案額 １９億１，０４０万４千円	

※　指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は１０％で算出している。

６　指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

参　考

　指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進する行政施策に係る取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となった社会福祉法人広島市社会福祉事業団の取組状況＞

確　認　項　目			取組状況	備　考
障害者雇用率の達成	①　障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（２．５％）】		達成 (2.50%)	障害者の雇用義務有り
	②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合		非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得		無	
男女共同参画・子育て支援の推進	①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定		無	
	③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		無	
地域貢献度	①　広島市内に、	本店がある場合	該当	
		本店がなく支店がある場合	―	
		その他事業所等がある場合	―	
	②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	８割以上の場合	該当	
		５割以上で８割未満の場合	―	
		２割以上で５割未満の場合	―	

別紙

広島市心身障害者福祉センター指定管理者候補者の評価基準

ア　評価項目

評　価　項　目	適・否
1【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ①　利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
2【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ①　障害者福祉センターの管理運営に係る基本方針が明確にされ、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　事業の内容は、障害者福祉センターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ③　支援内容が障害者の程度や種別に配慮した適切なものとなっているか。 ④　支援プログラムの作成方針は適切なものとなっているか。 ⑤　利用者に対するサービスの向上に向けた取り組みが検討されているか。 ⑥　事業の実施について、障害者団体、住民等との連携や交流が効果的に図られるものとなっているか。	
3【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ①　団体の経営は安定しているか。 ②　市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③　個人情報等の管理体制は適正か。 ④　緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤　サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
4【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※　上記評価項目のうちいずれか１項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

イ　本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確　認　項　目	取組状況
1【障害者雇用率の達成】 ①　障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
2【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション２１の取得	有・無
3【男女共同参画・子育て支援の推進】 ①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
4【地域貢献度】 ①　広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当